

静岡県地震対策推進条例の改正（案）について

危機管理部危機政策課

1 概要

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定した静岡県地震対策推進条例（以下、「本条例」という。）について、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、災害伝承や避難所の安全対策等の文言を追加する必要があることから本条例の改正を行う。

そのため、5月30日に静岡県防災・原子力学会議にて学識経験者からの御意見、6月に県民から広く意見を頂くためにパブリックコメント実施し、9月県議会において条例改正を行う。

2 条例の改正について

(1) 改正理由

これまで本県は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定した本条例に基づき地震による建築物の倒壊防止等を積極的に推進してきた。

平成23年3月に発生した東日本大震災及び平成28年4月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらしたことから、その教訓を踏まえた条項の追加など本条例の改正が必要である。

建築物の倒壊防止、避難所の安全対策、災害伝承、男女共同参画及び津波避難等の地震対策の的確な推進を図るため、県、県民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、県民や事業者等による主体的な取組を促す。

(2) 改正条例の特徴

本条例は、阪神・淡路大震災の教訓に基づく様々な地震対策のうち、特に重要な対策について強化し具体化しているが、これに東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえた災害伝承、男女共同参画、津波避難、帰宅困難者対策、避難所の安全対策等の条項を追加する。

①現条例に記載のない項目の追加（案）

項目	内容
災害伝承（県）	県は、県民の防災行動力の向上を図るため、過去の災害における教訓を伝承すること等を規定
災害伝承（県民）	県民は、過去の災害から得られた教訓を伝承し、地震対策に活用することを規定
消防団の充実強化	県は、地域防災力の中核である消防団をより充実強化するため、積極的な支援を行うべきことを規定
男女共同参画	県は、男女のニーズの違いに配慮するため、男女共同参画の視点に立った地震対策を推進することを規定
帰宅困難者対策（県）	県は、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、一斉帰宅の抑制等の必要な措置を講じることを規定
帰宅困難者対策（事業者）	事業者は、帰宅困難者による混乱の発生等を防止するため、従業員等に対して必要な措置を講じることを規定
避難勧告の支援	県は、避難のための安全確保を支援するため、災害に関する情報提供等の必要な助言を市町に対して行うことを規定
観光客対策	県は、観光客等の安全確保に資するため、確実な情報の提供等を図ることを規定
心のケア等の配慮	県は、被災者の心身の健康の確保のため、多様なニーズの変化に応じた適切な援護がなされるべきことを規定
避難所安全対策	県は、被災者が安心して避難できるようにするため、市町が行う避難所の安全対策へ支援を行うことを規定
津波避難	県民は、津波から命を守るため、一人ひとりの津波避難に対する意識の醸成を図ることを規定
学校等の設置者の責務	学校設置者は、心身ともにたくましい人材を育成するため、防災教育を実践することを規定
復旧及び復興	復旧・復興段階をも事前に見据えた地域づくりを行うため、県、県民及び事業者が主体的に努力を重ねることを基本的な取組として規定

②現条例の修正項目（案）

条項	項目	内容
前文		「東日本大震災」「熊本地震」「南海トラフ地震」などの大地震や津波対策を明記
第6条	市町の責務	地方分権一括法の観点より、県が市町に責務を規定する項目を修正
第9条	要配慮者への配慮	災害対策基本法改正により、「災害時要援護者」を「要配慮者」と修正
第15条	既存建築物の耐震性の向上	耐震改修促進法改正により、戸建住宅を含む全ての建築物の所有者に対して耐震化の努力義務が課されたことや、耐震診断の義務化の対象となった建築物等について所要の修正

③現条例の主な内容

条項	項目	内容
第2章 県の責務等		
第2条	県の責務	県は、地震防災に関し万全の措置、自主防災組織の育成支援、地震災害危険予想地域を明らかにする
第4条	資料、研究等の成果の公表	県は、地震に関する資料の収集及び調査研究を行い、その成果を公表する
第7条	避難所運営体制の整備等	県は、被災者が健康を保って生活できるようにするため、避難所の運営体制の整備を支援する
第3章 県民の責務		
第12条	県民の責務	県民は、地震による被害を最小限にするため、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具固定、食料等の備蓄などの対策を行う
第13条	自主防災組織の活動	自主防災組織は、日ごろから訓練の実施等により活動強化に努め、発災時には消火等を積極的に実施する

条項	項目	内容
第4章 既存建築物の耐震性の向上		
第15条	既存建築物の耐震性の向上	建築物の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断及び耐震改修を行うよう努める
第16条	建築物の落下対象物の安全性の向上	建築物の所有者は、落下対象物を定期的に点検し、落下することのないように努める
第19条	防災上重要な建築物等の耐震性の確保	県は、災害応急対策の拠点となる庁舎等重要な建築物について、耐震性の確保を図るよう努める
第5章 地震発生時の緊急交通の確保		
第22条	交通規制への協力等	県民は、地震が発生した場合において、緊急通行車両の通行の確保に積極的に協力するよう努める
第27条	緊急輸送路の整備等	県は、他の道路管理者と連携して、緊急輸送路の整備に努めるとともに緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知する
第6章 被災建築物の応急危険度判定		
第31条	応急危険度判定の実施等	知事は、市町長が実施する応急危険度判定に積極的に協力し、必要があると認めるときは自らもこれを実施する
第33条	被災建築物の居住者等の協力等	建築物の所有者等は、応急危険度判定の結果に応じ必要があるときは、利用者等の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講じるよう努める
第7章 雑則		
第35条	災害応急対策に関する協定	県は、災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するため、関係者の協力を得て、食料、医薬品等の物資の供給等その他の規則で定める事項について協定を締結するよう努める
第36条	公表	知事は、既存建築物の耐震性の向上に関する状況等を取りまとめ、定期的に公表する